

(重要) 本事務連絡は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、4月9日（金）に決定されたまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等に係る事項について周知するものです。関係者に周知願います。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課 御中

スポーツ庁政策課

#### 4月9日に決定されたまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について

4月9日、第60回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月12日以降については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第31条の4第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月11日までの30日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月5日までの24日間とする旨を決定したところです。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域が変更されたことを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正が行われております。さらに、同日付で各都道府県知事等宛に「3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月9日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されております。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、各都道府県・指定都市の対応方針等に従いながら、感染拡大防止に万全を期すようお願いいたします。

本件について、下記参考情報とあわせ、域内の市区町村のスポーツ担当部署、その他関係機関に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

(参考資料)

- ・令和3年4月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第60回）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai\\_r030409.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030409.pdf)

- 令和3年4月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第60回）における菅内閣総理大臣発言  
[https://www.kantei.go.jp/jp/99\\_suga/actions/202104/09corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202104/09corona.html)
- 令和3年4月9日菅内閣総理大臣記者会見  
[https://www.kantei.go.jp/jp/99\\_suga/statement/2021/0409kaiken.html](https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0409kaiken.html)
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月9日変更）  
[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210409.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210409.pdf)
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針新旧対照表（令和3年4月9日変更）  
[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_taishou\\_20210409.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210409.pdf)
- 3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年4月9日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）  
[https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen\\_20210409.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_20210409.pdf)

[その他]

- 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)
- 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について  
（内閣官房ホームページ）  
<https://corona.go.jp/>
- 新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_0008.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html)
- スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_00021.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html)

連絡先 スポーツ庁政策課
-----------------

電話 : 03-5253-4111 (内線 3791、2673) メール : [sseisaku@mext.go.jp](mailto:sseisaku@mext.go.jp)